

## 監理技術者の兼務について

令和4年1月  
美馬市

## ■ 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき、当面の間、次の要件をすべて満たす場合は、同条ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置（監理技術者の兼務）を認めるものとします。

## ア 美馬市発注の2つの工事

- ※ 当初請負対象金額が1億5千万円未満の工事であること。
- ※ 美馬市低入札価格調査制度を適用する建設工事で低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事でないこと。
- ※ 災害復旧工事でないこと。

## イ 監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。

- ※ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- ※ 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ※ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

## ウ 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

## エ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。

## オ 監理技術者補佐が担う業務等について施工計画書等で明らかにすること。

## カ 令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

## ■ 複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合（参考）※令和2年4月6日通知済

契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置することができるものとします。ただし、当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限りません。

なお、この場合の建設業の許可及び主任技術者と監理技術者との区分の適用については、次のとおり、全体の工事を1つの工事とみなして建設業法等の規定を適用するものとします。

## ア 複数の工事の下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。

## イ 複数の工事に係る請負代金額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

- ※ これを適用する場合は、それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満であっても、複数の工事に係る請負代金額の合計が3,500万円以上となる場合には、主任技術者等は専任を要するので留意が必要である。